

第29号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立学校の授業料等に関する条例（昭和25年12月条例第220号）の一部を次のように改正する。

第1条中「授業料，入学金等」を「授業料等」に改める。

第2条第1項中「授業料，入学金等」を「授業料等」に改め，同項第1号の表授業料の項中「あつては」を「あつては」に改め，同条第2項中「よつて」を「よつて」に改め，同項第2号を次のように改める。

(2) 高等学校

年額の12分の1に相当する額を各月の末日までに納付しなければならない。ただし，次のアからオまでに掲げる授業料については，当該アからオまでに定める日までに納付しなければならない。

ア 4月納付分の授業料（第1学年に在学する者に係るものを除く。） 5月末日

イ 4月納付分及び5月納付分の授業料（第1学年に在学する者に係るものに限る。） 6月末日

ウ 8月納付分の授業料 7月末日

エ 2月納付分及び3月納付分の授業料（最終学年に在学する者に係るものに限る。） 教育委員会規則で定める日

オ 3月納付分の授業料（最終学年に在学する者に係るものを除く。） 2月末日

第5条の3第1項中「の規定に基づき」を「の規定により」に改め，同条第2項中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

第6条第2項第1号中「あつて」を「あつて」に改める。

第7条第1項中「授業料，聴講料，研究料若しくは保育料若しくは入学選抜料若しくは入学金（以下「授業料等」という。）」を「授業料等」に改める。

第9条中「虚偽の申請により」の次に「第6条又は第7条の規定による」を加え，「怠った者」を「怠つた者」に，「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第11条を第12条とし，第10条の次に次の1条を加える。

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については，この条及び教育委員会規則に定めるもののほか，同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については，同令第16条各号に定める日に遡つてこれらを徴収するものとする。

3 省令第11条第1項の規定による申請を行った者について，第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において，第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは，第8条の規定は適用しない。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

理 由

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立学校の授業料等に関する条例 ぬきがき

(____は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 神戸市立学校の授業料, 聴講料, 研究料及び保育料並びに入学選抜料及び入学金(以下「授業料, 入学金等」という。)に関しては, この条例の定めるところによる。

「授業料等」

第2条 授業料, 入学金等の額は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定めるとおりとする。

授業料等

(1) 高等専門学校

種別	学生	科目 等履 修生	聴講 生	研究 生	備考
授業 料	234,600 円	6,200 円	—	—	学生 に <u>あ</u> <u>つて</u> は年 額と し, 科目 等履 修生 に <u>あ</u> <u>つて</u> は1 単位 当たり とする。
略	略	略	略	略	略

					<u>あ</u> <u>つて</u> <u>は</u>
					<u>あ</u> <u>つて</u> <u>は</u>

(2), (3) 略

2 授業料, 聴講料, 研究料及び保育料は, 次の区分によつて納付しなければならない。

(1) 略

(2) 高等学校

年額の12分の1に相当する額を各月の末日までに納付しなければならない。ただし, 8月納付分については7月末日までに, 3月納付分については2月末日までに, 最終学年に在学する者の2月納付分及び3月納付分については教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(3) 略

3 略

第5条の3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき高等学校における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者は, その申請が本市に到達した日からその申請に対する処分がなされるまでの間は, 第2条第2項第2号の規定にかかわらず, 授業料の納付を猶予されるものとする。ただし, 当該認定を受けることができないことが明らかである場合は, この限りでない。

よつて

(2) 高等学校

年額の12分の1に相当する額を各月の末日までに納付しなければならない。ただし, 次のアからオまでに掲げる授業料については, 当該アからオまでに定める日までに納付しなければならない。

ア 4月納付分の授業料(第1学年に在学する者に係るものを除く。) 5月末日

イ 4月納付分及び5月納付分の授業料(第1学年に在学する者に係るものに限り。)

6月末日

ウ 8月納付分の授業料 7月末日

エ 2月納付分及び3月納付分の授業料(最終学年に在学する者に係るものに限り。)

教育委員会規則で定める日

オ 3月納付分の授業料(最終学年に在学する者に係るものを除く。) 2月末日

の規定により

2 前項本文の規定により授業料の納付を猶予された者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の認定を受けることができなかつた場合は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までに授業料を納付しなければならない。

できなかつ

た

(1)～(5) 略

第6条 略

2 教育委員会は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定めるところにより、授業料又は保育料を減額する。

(1) 高等学校等就学費の支給を受けている者であつて、授業料に係る高等学校等就学費の額が納付すべき授業料の額に満たないものその差額の減額

あつて

(2) 略

3, 4 略

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第2項又は第3項に規定する納付期限までに授業料、聴講料、研究料若しくは保育料若しくは入学選抜料若しくは入学金（以下「授業料等」という。）を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

授業料等

2 略

第9条 虚偽の申請により _____
_____ 授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額

第6条又は第7条の規

定による

怠った者

による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日にさかのぼって授業料等を徴収することができる。

第10条 略

第11条 略

遡って

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については、この条及び教育委員会規則に定めるもののほか、同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については、同令第16条各号に定める日に遡ってこれらを徴収するものとする。

3 省令第11条第1項の規定による申請を行った者について、第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において、第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは、第8条の規定は適用しない。

第12条